

令和8年度 クリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習 お知らせ

クリーニング営業者の皆様へ

■クリーニング業法(第8条の2第1項)により義務づけられている「クリーニング師の研修」及び「クリーニング業務従事者の講習」の開催についてお知らせします。

■令和8年度の研修・講習会を**会場に集合(対面)**して行いますので、下記受講対象の方は、受講されるようお知らせします。

■次の①②のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① クリーニング業務に従事している方で、過去2年間にこの研修または講習を受講されていない方
- ② クリーニング業務に従事後1年以内の方

注1)業務従事者の受講対象者については、従業員数によってその取扱いが異なりますので、ご確認ください。

注2)昨年または今年、他県にて研修・講習会を受講された方は、お手数ですが当生活衛生営業指導センターにご一報いただきますようお願い致します。

注3)クリーニング師で、住所変更がある方、廃業された方は、お手数ですが当生活衛生営業指導センターにご一報いただきますようお願い致します。

■本研修及び講習は、群馬県知事から指定を受けた公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが主催し、本県の営業指導センターが実施するものです。

■お問い合わせ先

公益財団法人 群馬県生活衛生営業指導センター
電話:027-224-1809(平日9時~17時)

研修会・講習会について

研修会または講習会の受講後、レポート問題の解答用紙を提出していただきます。
受講認定された場合は、修了証書及びステッカーを交付致します。

■日程・会場

(1)日付

①クリーニング師研修会

9月15日(火) 群馬県立県民健康科学大学(前橋市上沖町323-1)

10月 4日(日) 群馬県立県民健康科学大学(前橋市上沖町323-1)

②クリーニング業務従事者講習会

9月30日(水) 群馬県立県民健康科学大学(前橋市上沖町323-1)

10月 7日(水) 群馬県健康づくり財団(前橋市堀之下町16-1)

(2)時間(研修会及び講習会)

10:00~15:00 (受付 9:30~ 、 昼休 12:00~13:00)

■申請手続き等

①受講される方は、「受講申込書」に必要事項を記入し、群馬県生活衛生営業指導センターあてファックス又は郵送で申込みをお願いします。

締め切り:6月30日(火)

○宛先:〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目7-12

群馬県住宅公社ビル4階

公益財団法人群馬県生活衛生営業指導センター

○ファックス:027-224-1610 番号の間違いのないようお願いします。

○郵送の場合は、切手110円を貼付のうえ郵送してください。

②生活衛生営業指導センターより「受講票」が郵送されます。(受講日当日に、受付にご提示下さい)

③研修修了後、解答用紙を生活衛生営業指導センターに提出します。

④生活衛生営業指導センターは、解答用紙を審査(理解度を確認)し、修了証書・ステッカーを受講者に交付します。

■受講料

※研修会、講習会当日に現金で集めます。(勝手ながら釣銭が無いようご協力下さい)

・クリーニング師研修 **5,000円**

・クリーニング業務従事者講習 **4,500円**

*最低募集人員に達しない場合は中止とし、もう一方の日程に変更させていただきます。(電話でご連絡させていただきます。)

*昼食については、各自でお願いします。